

令和
五條市議会第三回九月定例会会議録(第五号)
四年

令和四年九月二十八日(水曜日)

議事日程(第五号)

令和四年九月二十八日 午前十時開議

- 第一 議第四十七号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第二 議第四十六号 五條市斎場条例の全部改正について
- 議第四十八号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第四十九号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第五十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 認第一号 令和三年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三号 令和三年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第四号 令和三年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第五号 令和三年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第六号 令和三年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第七号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第八号 令和三年度五條市水道事業会計決算認定について
- 認第九号 令和三年度五條市下水道事業会計決算認定について

- 議事日程(第六号)
- 第四 同第 三号 五條市名誉市民の決定について
 - 第五 推第 四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
 - 第六 発議第 七号 五條市政治倫理条例の一部改正について
 - 第七 発議第 八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
 - 第八 発議第 九号 スクールバスにおける児童の安全対策を求める意見書について

追加第一 委員会の閉会中の継続審査について(発議第八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉岡	平岡	養田	谷藤	斎藤
雅	耕		佳		清	全	勝	有	
範	司	実	孝	秀	正	司	康	啓	紀

欠席議員(なし)

説明のための出席者

水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長	市長公室長	技監	理事	教育長	副市長	市長
東	吉	岡	名	石	久	谷	田	中	櫻	平	善	南	堀	人	太
	川		迫	田	保	口	中	本	本	己	本		内	見	田
純	佳	民	雅	茂	雅	久	久	賢	茂	富	隆	則	伸	達	好
司	秀	長	浩	人	彦	美	美	二	樹	長	典	行	起	哉	紀

十二番	十一番
大	藤
谷	富
龍	美
雄	恵
	子

事務局職員出席者

会計管理者 榮 林 淳 子
総務部次長・財政課長事務取扱 戸 野 哲

事務局長 西 峯 久 美
事務局次長 小 田 光 章
事務局次長補佐 辰 巳 大 輔
事務局総務係長 神 農 典 子
速記者 柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る十三日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

議事日程の都合上、暫時休憩いたします。

午前十時零分休憩に入る

午前十一時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

今般、一名の議員が本定例会での一般質問の画像を自身のSNSに一時掲載を行っておりました。この画像は五條市議会がネット中継を行

っていた画面の一部であり、本会議を配信する際の注意事項において配信している画面、画像あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等に転載しないとしておりました。この行為につきましても、条例、規則を遵守しなければならない市議会議員としての品位と倫理を欠く行為でありますので、この場で厳重注意をいたします。

この際、申し上げます。

去る九日の議案審議におきまして、認第一号から認第九号、令和三年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について、榮林会計管理者から提案理由の説明がありました。理事者側からこの説明を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。榮林会計管理者。

〔会計管理者 榮林淳子登壇〕

○会計管理者（榮林淳子）議長から発言の許可を頂きましたので、去る九月九日に行われました議案審議の中で、令和三年度五條市一般会計及び五條市下水道事業会計の歳入歳出決算概要の説明において、誤ったページ数と金額を読み上げたことにつきましておわびをし、次のとおり訂正いたします。

一般会計の「実質収支に関する調書」につきまして、三百四十八ページと申しましたが、三百八十四ページでございます。

また、五條市下水道事業会計決算書一ページから二ページの（一）収益的収入及び支出の収入、第一款下水道事業収益の決算額につきまして、七億二千八百六十三万五千五百十円と読み上げましたが、七億二千八百六十三万五千五百六十一円でございます。また、（二）資本的収入及び支出の収入、第一款資本的収入の決算額につきまして、四億二千三百三十三万一千四百五十円と読み上げましたが、四億二千三百三十三万一千四百五十円でございます。

以上、訂正とさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（山口耕司）以上で、説明の訂正を終わります。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、明瞭、的確に願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第四十七号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御精査を頂いておりますので、報告を求めます。

なお、演壇で報告される各委員長は、感染対策をしておりますのでマスクを外していただいても結構でございます。総務文教常任委員会藤富美恵子委員長。

〔総務文教常任委員長 藤富美恵子登壇〕

○総務文教常任委員長（藤富美恵子）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま議題となりました、議第四十七号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第四十七号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ五千七百四十六万二千円を追加し、その総額をそれぞれ百八十六億七百六十二万一千円とするもので、歳出予算の主な内容は、名誉市民の称号を贈呈するための経費二十万九千円、オミクロン株対応ワクチン接種を実施するための経費五千四百七万三千円、水中ドローン購入費百九十七万円、五條東小学校における耐火用サッシ等の取換工事を実施するための設計業務委託料百二十一万円であり、歳入予算の内訳は、地方交付税百四十一万九千円、国庫支出金五千六百四万三千円を追加し、歳出との均衡を図ったもので、債務負担行為の追加については、がん検診業務一千百九十万円であり、令和五年度の検診日程の確保を早期に行うために令和四年度中に契約行為に着手するためであるとの当局の説明があり、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関しての、国の動向や接種対象者、五歳から十一歳までの三回目接種についての補足説明があり、当局の説明により了承した次第であります。委員から、オミクロン株対応ワクチン接種の実施について、オミクロン株か従来型の新型コロナウイルスワクチンかを選ぶことができるのかをただしたのに対し、「三回目以降の接種ではオミクロン株対応ワクチンを使用す

ることが原則となっているが、どうしてもということであれば個別対応で御相談に応じていく形になる。」との答弁があり、委員から、その相談はどの時期にしたいのかをただしたのに対し、「接種可能な時期になったら御相談頂くことになる。」との答弁がありました。

また、委員から、ワクチン接種の対象者についてただしたのに対し、「オミクロン株対応ワクチン接種事業の対象者は、初回接種が完了した十二歳以上の住民、二万四千百三十三人であり、五歳から十一歳までの三回目接種は、従来株の小児用ファイザーを使う予定になっている。」との答弁があり、委員から、新型コロナウイルスワクチン接種業務の委託先をただしたのに対し、「現在、カルム五條で行っている集団接種委託業者の名鉄観光サービス株式会社と、南奈良総合医療センターで実施している東武トップツアーズ株式会社、また個別接種の医療機関である。」との答弁がありました。

また、委員から、四回目接種者が二回目接種者の約三分の一まで減っているが、ワクチンを打っていない人が新型コロナウイルスに感染しているといったデータを取っているのかをただしたのに対し、「詳しいデータを市は持っていない。オミクロン株の感染については、接種しても感染する可能性はあると言われており、四回目接種の目的は、重症化予防が大きなものである。」との答弁がありました。

また、委員から、国庫支出金を使って水中ドローンを購入することについてただしたのに対し、「国の消防団の力向上モデル事業を活用している。社会環境の変化に対応した消防団の運営を促進するために、災害現場での訓練や備品購入を行って消防団の力を向上させていくモデル事業である。」との答弁があり、委員から、水中ドローンを選んだ理由をただしたのに対し、「毎年水難事故の発生が後を絶たないのが現状であり、水難事故が発生した場合は広域消防組合の潜水隊により河川内の潜水による捜索が行われ、市の消防団は川岸等を目視により捜索を行っている。水中ドローンを導入し、川岸付近の河川内を消防団が捜索することにより捜索範囲が広がり、要救助者を早期発見することを目的として導入するに至った。」との答弁がありました。

また、委員から、五條東小学校の耐火用サッシ等取換工事についてただしたのに対し、「体育館の増築時に、最初の校舎建設時の設定位置より内側に設定していたため、県から建物補正の指示があった。火災時の高温で窓ガラスが破壊されることを防ぐ効果を持ったサッシである。」との答弁がありました。

また、委員から、名誉市民審査会の委員数をただしたのに対し、「九名である。構成は、市議会議員二名、学識経験者六名、市職員一名である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第四十六号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま議題となりました、議第四十六号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十四日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受

け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第四十六号 五條市斎場条例の全部改正につきまして、指定管理者制度を導入することを目的とするもので、内容に変更はないが、本年六月定例会における指摘事項を検討し、また、厚生建設常任委員会による火葬場の指定管理者制度を導入している県内他市の状況視察も踏まえ、再度協議を求めるものであるとの当局の説明がありました。委員から、常任委員会で奈良市と天理市の斎場を視察したが、五條市の指定管理とは条件等が違ったとの意見がありました。

また、委員から、斎場等の指定管理を行っている企業または団体等がどれくらい存在するのかをただしたのに対し、「数は把握していないが、人体火葬業務に関し三年以上の経験を有した方を配置していただくというようなことを考えている。」との答弁がありました。委員から、企業を把握していない中、実績等をどのような形で調べるのかをただしたのに対し、「公募し、業者から申込み頂く。」との答弁がありました。

また、委員から、斎場の指定管理に適格か不適格かをどのように判断するのかをただしたのに対し、「選定委員会を設け、基準をクリアしていたことが目安である。」との答弁があり、委員から、選定基準についてただしたのに対し、「指定管理者の募集要項を作成しているが、案の段階である。」との答弁がありました。委員から、他市との違いを精査したのかをただしたのに対し、「それぞれの事情があると思う。広く公募してまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、斎場の職員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は職員間で補填されることになると思うが、そうした現状があるのかどうかをただしたのに対し、「市の職員が感染した場合は、まずは産業環境部内の代替職員で対応する。業者については、火葬業務を止めることができないので、業者の責務において準備していただく。」との答弁があり、委員から、現在、人員不足や業務の効率化が言われているが、新型コロナウイルス感染症などが起こった場合、指定管理者が全て対応してくれるのかをただしたのに対し、「委員お述べのとおりである。」との答弁がありました。

また、委員から、直営の場合の約七千五百五十七万五千円の内訳をただしたのに対し、「令和三年度決算ベースで、需用費が二千六十一万三千六百元、役務費が二十七万七千四百九十五円、委託料が二千七百三万七千六百五十九円、使用料が十万二千七百一十一円、公課費が六千六百元で、物件費の合計は四千八百三万七千四百七十一円。人件費は、二千三百五十三万八千四百八十七円。合計で、約七千五百五十七万五千円である。」との答弁がありました。委員から、令和三年度の決算書と金額が違うことについてただしたのに対し、「斎場費は物件費等の金額で

あり、人件費は含まれていない。」との答弁がありました。

また、委員から、修繕費の市負担についてただしたのに対し、「計画修繕、大規模修繕については、五條市の予算で修繕したいと考えている。」との答弁があり、委員から、近いうちに補修が必要な箇所があるのかをただしたのに対し、「定期的に修理していく。」との答弁がありました。

また、委員から、斎場の運営に関して市民から苦情や運営に問題があるとの指摘を受けたことがあるのかをただしたのに対し、「市民からそういった意見はない。」との答弁がありました。

また、委員から、予約業務に二十四時間予約システムを導入すると五條市以外の人でも予約できるのではないのかとただしたのに対し、「斎場は市内の登録業者に利用頂いているが、火葬は市外の方も受けている。指定管理者からより良い方法を提案頂きたい。葬祭業者を通しての予約がほとんどであり、個人の登録は基本的にはなく、業者の登録と聞いている。」との答弁がありました。また、委員から、五條市で市民の葬儀ができるのか分からないようなことなら、やめたほうがいいとの意見がありました。

また、委員から、金額だけの問題であれば、パートタイム職員にするとかの方法で金額を合わせていくということも可能ではないのかとただしたのに対し、「検討したが、それでも指定管理者制度を導入するほうが金額的なメリット等があると判断をした。」との答弁がありました。

また、委員から、条例第五条の事業計画についてただしたのに対し、「火葬場の運営や自主事業、貸館業務などについて、どのように運営していくのかを記載していただくものである。」との答弁があり、委員から、市民の利便性を向上させるための自主事業についてただしたのに対し、「お参りされたときの数珠や、動物葬儀の棺おけ、骨つぼの販売を想定している。」との答弁がありました。

また、委員から、使用者に対する損害賠償についてただしたのに対し、「誠意を持って対応するのはもちろんであるが、施設の損害賠償責任保険に加入していただき、対人や対物賠償の対応をしていただく。」との答弁があり、委員から、条例のどこで示しているかをただしたのに対し、「条例上に定めはないが、基本協定書等で定めることになると考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理後も市の職員を一人置いておくことはできないのかをただしたのに対し、「担当職員は置く。基本的には市役所において、定期的に現場に行き、定期的な会議にも参加する中で、不具合や意見、改善点を聞いた上で、指導も含めてしていく。」との答弁があり、本案につきましては、起立による採決の結果、賛成少数により、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、令和四年度中に特定健康診査業務の契約行為に着手し、令和五年度の健診日程の確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、期間は令和四年度から令和五年度、限度額は五百二十万円であるとの当局の説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十九号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ六百七十万円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十二億二千百万円とするもので、令和三年度介護保険特別会計の精査によるものであるとの当局の説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、令和四年度中に健康診査業務の契約行為に着手し、令和五年度の健診日程の確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、期間は令和四年度から令和五年度、限度額は百二十五万円であるとの当局の説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「新型コロナウイルスワクチン接種（四回目接種）について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可を頂きましたので、議第四十六号、五條市斎場条例の全部改正に対しましての反対討論を行います。

御存じのように、葬儀は人生最後の儀式でありますので、担当していただいている現在の職員の皆さん方は、心配り、目配りを最大限發揮して頑張っていただいていと思えますけれども、指定管理の判断基準は現在よりも費用が安くなるのかどうか、また使用者、使ってもらっている皆さん方へのサービスが向上できるかどうかということが判断基準でございますので、私は経費の面に重点を置いた反対討論を申し上げます。

先ほどの委員長の報告にもありましたように、令和三年度の決算における斎場費を基本に令和三年度の職員数、またその職員数の人件費等々を私の調査の範囲内で大まかにはなりますけれども、明らかにしておきたいと思えます。

一つは斎場費に係る正職員は何人携わっていたのかと申し上げますと、これは決算の斎場費の歳出には上がっておりませんので担当課に聞きましたら、令和三年度の正職員は五名ということでありました。この五名の方の人件費は約二千八百十二万円ですね、そして次は会計年度任用職員は何名かと聞きますと、実質一名ということでありました。この一名の方の人件費は約百五十四万円ですね、そしてそのほか、お通夜等々を担当していただく宿直職員さんが一名配置されております。この年間の人件費が百六十四万円ですね、大体。そしてもう一つ火葬場管理運営業務委託料という委託料があるんですね、この中には三人の委託職員が含まれているわけでありました。したがって、三人で幾らぐらいの人件費になるのかということでは、年間一千九百八十万円ということになります。したがって、今申し上げた職員の数人数は全部で十名、その人件費が年間約五百十万円です。

ところが、今令和四年度ですけれども、令和四年度は職員の配置は何人でスタートしているのかというふうに申し上げますと、担当課に聞いたところでは、正職員は二名減らして三名でスタートしております。会計年度任用職員は令和三年度と一緒に一名、お通夜等の宿直業務の職員は三年度と同じように一名、火葬場管理運営業務委託料の中の職員も三年と同じ三名ですね。だからこの正職員を二人減らして三人にして今スタートしているこの令和四年度の大まかな予算状況、決算状況を参考に指定管理との比較をするべきだということを強く申し上げますと思います。

正職員を二名減らしたら人件費はどれだけ減るのかと言いますと、令和三年度の一人当たりの正職員の人件費が約六百三十四万円ですね、二名減らしたら一千二百六十八万、これだけでも減ることは間違いない見通しが立っているわけでありました。だからやはり、この令和四年度の

予算の中の職員数を指定管理者にした場合の比較にする、これが非常に重要ではないかと思えますけれども、その辺の大きな疑問が一つあります。

もう一つは、この間担当課から議第四十六号、五條市斎場条例の全部改正についての議案説明書を頂きましたけれども、この右側の一番端に経費削減額として直営運営の場合は現在七千五百七十七万円やけれども、指定管理にした場合は五千八百七十二万円になりますから約一千二百万円削減できますと、こういうふうになっておりますけれども、この直営運営の中の七千五百七十七万円は人件費だけではないのです、修理費、その他も含んでいるわけですね。人件費だけで幾らになるのかということをお令和三年度を基準に私なりに計算しますと、人件費は二人減りますから、二人減ったら令和三年度の人件費の総額が五千百十万円ですから、ここから二人分一千二百六十八万円を引きますと、三千八百四十二万円になるのですね、二人分で一千二百六十八万円も減るわけです。にもかかわらず、直営の場合はなぜ七千五百七十七万も要るとしたのか、人件費に修繕費をなぜプラスしてまで直営の費用を出す必要があるのか、修理代は全部市が払うわけですからね。

それと、指定管理にした場合は五千八百七十二万円になります。内訳は、指定管理料四千八百六十七万円、修繕費一千四万円、これは市が負担します、こうなっています。なぜ直営の場合でも指定管理にした場合でも市が直接払うと決まっている修繕費等のその一部をなぜ直営の場合の中にも入れ、指定管理の中にも入れる必要があるのか、この計算が果たして正確なのか、これも大変疑問であります。

以上のように、やはり皆さん方からのこの間の説明また資料によりまして大変大きな疑問があるわけでありまして、大変重要な斎場の行政に対する現在の皆さん方の指定管理の内容では、私は賛成できませんので反対討論をさせていただきます。

以上で、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で討論を終結いたします。

これより議第四十六号、五條市斎場条例の全部改正についてを採決いたします。

なおこの採決は起立により行います

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（山口耕司）次に議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長からの報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）昼食のため、午後一時まで休憩といたします。

午前十一時三十六分休憩に入る

午後零時五十九分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第三、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。

なお、委員長報告に関しまして、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しておりますので、マスクを外していただいで報告していただいても結構でございます。決算審査特別委員会平岡清司委員長。

〔決算審査特別委員長 平岡清司登壇〕

○決算審査特別委員長（平岡清司）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま議題となりました、認第一号から認第九号までの九議案に

つきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月九日の本会議におきまして、令和三年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、藤富美恵子議員、福塚 実議員、吉田 正議員、養田全康議員、そして私、平岡清司の六名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、平岡清司が、副委員長に吉田 正委員がそれぞれ互選され、次に、審査日程については、十五日から二十日までの三日間とすること並びに審査方法及び順序について協議しました。

以下、十五日に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明の後、会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進め、最後に総括質問を行いました。

初めに、各会計別の審査を行いました。

議会費については、質疑がありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託料についてただしたのに対し、「五條市地域公共交通計画（第二次ゴーちゃん交通計画）のアクションプランとなる地域公共交通利便増進実施計画を策定するためのデータ分析や会議運営補助などの業務委託であり、受注者は、中央復建コンサルタンツ株式会社である。」との答弁がありました。

二 地域公共交通運行管理業務委託料についてただしたのに対し、「五條市で運行しているコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーなどの運行に係る委託料で、相手先は、コミュニティバスについては奈良交通株式会社、デマンド型乗合タクシー等については五條二見交通株式会社及び株式会社野原タクシーである。」との答弁がありました。

三 コミュニティバス運行委託料についてただしたのに対し、「五條二見交通株式会社に委託しており、西吉野地区のコミュニティバスの運行委託料である。勢井・屋那瀬線と桜川迫・屋那瀬線の運行により地域住民の生活の質的向上を図るために交通手段を確保している。」との答弁がありました。

四 奈良テレビ制作放映委託料及びコミュニティFM放送委託料の事業内容及び放映内容をただしたのに対し、「奈良テレビ制作放映委託は、

テレビメディアを活用し、市の魅力や市政の情報を県内の他市町村住民に発信するために、奈良テレビ放送株式会社に業務委託を行い制作放映している広報ツールで、『ゆうドキッ!』内の『いきいきまちだより』等の放映委託業務であり、コミュニティFM放送委託は、FM五條で『五條市アワー』を、毎日午前十時から午前十時三十分、月曜日から金曜日までの午後四時三十分から午後五時まで放送し、市政情報等の発信をしている。』との答弁がありました。また、委員から、今年度はFM五條の放送がない理由をただしたのに対し、「事業の見直しを行い、公式LINEの導入等、広報媒体の充実を図ることができると、事業を実施しないことにした。」との答弁がありました。委員から、貴重な媒体だと思いがとれたのに対し、「防災や様々な面で予算をつけたかったが、政治倫理条例等、議員全員協議会を開いて議論をしていた中で、今回予算をつけなかった。来年度は、皆さんの御理解を頂ければ大変ありがたいと思う。」との答弁がありました。

五 買物等外代行業支援助成金の内容についてただしたのに対し、「コロナ禍で外出を自粛する市民が、市内タクシー会社が実施する買物代行、宅配等のサービスを一回五百円で利用できるもので、本来の料金との差額を市がタクシー会社に助成するものである。」との答弁があり、委員から、利用件数についてただしたのに対し、「令和三年度は五百五十一件である。」との答弁がありました。

六 地域イントラネット回線移設業務委託料についてただしたのに対し、「新庁舎移転に伴う地域イントラネット回線移設業務である。」との答弁がありました。

七 財産管理費の不用額の要因についてただしたのに対し、「大きなものは、新庁舎整備に当たり入札差金がたくさん出たり、節約をしたりして、結果的に約八千万円が不用となった。」との答弁がありました。

八 新庁舎道案内標識設置工事の半額が不用になった理由は入札差金と考えていいのかとただしたのに対し、「当初の計画では、それぞれ独立して案内板をつける予定であったが、既存のところに合わせて設置できるようにしたので費用が下がった。」との答弁がありました。委員から、入札差金を小さくしないと予算額がどんどん大きくなってしまふとの意見がありました。

九 ふるさと寄附金お礼品代とふるさと五條市応援寄附金業務委託料についてただしたのに対し、「ふるさと寄附金お礼品代は、市へ直接寄附申請頂いた方へのお礼品代等であり、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料は、楽天やふるさとチョイスのポータルサイト利用料と、株式会社新潮プレスが行う返礼品の受注発注業務や寄附者からの問合せ業務等に係る委託料である。」との答弁がありました。委員から、全国のおふるさと納税ポータルサイトの利用状況についてただしたのに対し、「ポータルサイトに関する正式な情報は公開されていない。インターネットで検索した結果では、全国に二十社弱あり、自治体の利用率としては、ふるさとチョイスが約九〇%、楽天が八〇%を超えるといったデ

「タがある。」との答弁があり、委員から、他の自治体はいろんなところにウエートを置いていると思うが、ポータルサイトの活用についてたまたまの対し、「楽天に続き、昨年度はふるさとチョイスを追加し、今年度以降も順次ポータルサイトの増加に取り組むなど、寄附額の増額を目指す。」との答弁がありました。

十 買物等外出代行支援助成金事業と買物支援事業のすみ分けについてたまたまの対し、「買物支援事業は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や療養中の方を対象にしているもので、買物等外出代行支援助成金事業は、基本的にはコロナ禍で外出を控えられる方を対象にしている。」との答弁がありました。

十一 電子計算費の委託料の不用額についてたまたまの対し、「主に令和二年度、令和三年度の債務負担事業である新庁舎ネットワーク環境業務において、プロポーザル審査の結果によるコストダウンが約四千万円。令和二年度繰越事業であるグループウェアシステム更新事業において一般競争入札の結果、コストダウンが八百五十万円。庁舎建設費における現場調査や見直し等により約四百万円。サーバー機器の保守延長による更新事業の見直しにより約三百五十万円である。」との答弁がありました。

十二 西吉野コミュニティセンターの需用費の不用額についてたまたまの対し、「和室空調機器の修繕であるが、落札金額が低くなったことで約百二十八万四千円の不用額となった。指名競争入札で、十一者のうち応札が五者で、三十四万円で落札した。」との答弁がありました。

十三 政策顧問謝礼についてたまたまの対し、「辰巳政策顧問の報酬である。」との答弁があり、委員から、自衛隊誘致に一生懸命頑張っていた人であることから、来年度の継続についてたまたまの対し、「国は広域防災拠点ということで進めているが、五條市としては一市三町八村で奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会をつくり、自衛隊誘致は現在も進めている。辰巳顧問は防衛省で大変御活躍頂いた方なので、これからも、継続して進めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

十四 シルバー人材センター補助金と登録者の推移についてたまたまの対し、「令和三年度と令和四年度は、同じ金額である。会員は少しずつ減少しており、昨年度の人数は二百十二名で、請け負っている内容も少し減っている状況になっている。」との答弁がありました。

十五 子育て短期支援事業委託料の内容についてたまたまの対し、「家庭で一時的に子供の監護ができない状況になった場合に、養護施設等で預かるといったもので、市内では嚶鳴学院に委託している。令和三年度の利用は八世帯で、延べ日数は百五十一日である。」との答弁がありました。

十六 結婚新生活支援補助金についてただしたのに対し、「申請は三件である。新生活をスタートするための費用で、新居への引っ越し費用、新居が賃貸の場合はその費用を補助している。上限三十万円である。」との答弁があり、委員から、もつと新婚世帯に住んでいただけるような政策の検討をお願いしたいとの意見がありました。

十七 児童遊園地管理委託料についてただしたのに対し、「市内四十五か所の児童公園の管理であり、高木及び剪定に係る部分の管理で、草刈り等も含んでいる。遊具についても、地元で管理していただけるところには材料等を支給する場合もあるが、基本的には市で修理及び管理をしている。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

十八 斎場費の会計年度任用職員報酬についてただしたのに対し、「二名分の報酬である。」との答弁があり、委員から、会計年度任用職員以外の職員数についてただしたのに対し、「五名である。」との答弁がありました。

十九 火葬場管理運営業務委託料の中に人件費が含まれているのかをただしたのに対し、「火葬業務委託業者の人件費を含んでおり、三名である。」との答弁があり、委員から、宿直業務委託料についてただしたのに対し、「通夜式を行う際の警備のための委託料で、一晚一名であり、先ほどの人数には含まれていない。」との答弁がありましたが、委員から、本会議の答弁の人数と違うことについてただしたのに対し、「本会議の答弁は令和四年度の人数であり、今の答弁は令和三年度の人数である。」との答弁がありました。

二十 保健福祉センター屋上防水工事及び天井改修工事についてただしたのに対し、「カルム五條の屋上の防水シートが経年劣化で破損してきており、そこを防水シートで強化工事を行った。」との答弁がありました。

二十一 南和広域医療企業団負担金の推移についてただしたのに対し、「令和二年度がピークで、令和三年度は減額している。今後の負担金の額については、企業団との勉強会等が始まっており、その中で決定されていく。」との答弁がありました。

二十二 産婦人科一次救急体制整備負担金についてただしたのに対し、「かかりつけの医療機関がない妊婦が急病になったときに受診できる体制を県が構築しており、輪番制で医療機関を確保していただいている。この費用を、各市町村が負担するというものである。救急車で運ばれるようなものに関しては、二次救急となる。」との答弁がありました。

二十三 ごみ袋製作委託料についてただしたのに対し、「可燃の大千九百箱、小千二百五十箱、缶・小型金属の大百二十箱、小百三十箱、リサイクルの大三百八十箱、小百九十箱、その他の大が五十箱、小が百箱、事業用の大が八百箱であり、特小については三百箱発注している。」

との答弁があり、委員から、特小の販売状況をたじたのに対し、「九十箱販売している。」との答弁がありました。委員から、多いとの認識かとたじたのに対し、「他と比較して少ないと判断している。」との答弁があり、委員から、スパーのレジ袋程度でかなり小さく、三十枚入りで料金も高いので、もう少し使い勝手のいい大きいものという意見があるがどうかとたじたのに対し、「そういう意見を頂いており、次の作成時には改善するように考えている。」との答弁があり、委員から、次の作成時期についてたじたのに対し、「在庫の状況を見て、早急に考えていきたい。」との答弁がありました。

二十四 小児深夜診療負担金についてたじたのに対し、「櫃原市の休日夜間応急診療所で午前零時から午前六時の深夜帯において小児の一次救急を受診できる仕組みになっており、中南和地域の市町村が負担金を、県が補助金を出し、総事業費を受診者割りで各市町村が負担している。」との答弁がありました。委員から、「南和の医療は南和で守る」という医療体制がまだ完全に整っていないという証ではないか。小児医療も南和医療企業団で受入れられるような体制づくりが必要ではないのかとたじたのに対し、「まだまだ問題点がある。県と企業団と一市三町八村の負担のことも踏まえて協議をすることが決まっているので、今後、整理をしていく準備をしているところである。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十五 食肉処理加工施設維持管理業務委託料についてたじたのに対し、「ジビエール五條管理運営事業は、決算額で八百六十一万四千七百七十円に対し、令和三年度の売上げは五百四十六万七千四百七十二円で、マイナス三百四十四万六千六百九十八円であった。」との答弁があり、委員から、今後の見通しや目標についてたじたのに対し、「昨年のイノシシ捕獲頭数は、市の捕獲頭数が百十五頭で、搬入は十九頭であった。ウリボウが多く、搬入できなかったが、今年度は少し増えつつあるので、その様子を見ていきたい。」との答弁がありました。

二十六 基幹水利施設管理事業負担金についてたじたのに対し、「一の木ダムの管理業務の負担金で、国、県などの補助を受けながら、市の持ち出し分としては二千八百四十六万四千円である。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

二十七 大塔公の施設指定管理料についてたじたのに対し、「四施設の管理であり、過去には五施設の管理をいただいていた。」との答弁があり、委員から、令和三年度に指定管理者である五條市地域商社株式会社に五條市が出した総額をたじたのに対し、「公の施設指定管理料として四千百九十六万二千円と地方創生推進事業委託料として約七百万円、ふるさとの森公園管理委託料が三十九万六千円、配食サービ

ス委託料が二十万五千円と出資金の二千三百七十三万円で、指定管理料に関しては、ふれあい交流館の閉鎖に伴って令和四年度は減額されており、今後そういうことが起こってくると減額になってくるものと考える。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

二十八 道路維持費の草刈業務委託料についてただしたのに対し、「草刈りの箇所は、シルバー人材センターに委託する分は決まっている。予算に関する実績として、シルバー人材センターに委託する分はほぼ二百万円、業者に依頼する部分は約八百万円の計一千万円を要望している。」との答弁がありました。委員から、職員が草刈りをしてくれるのはありがたいことだが、本来の仕事ではなく、減らしていければ職員も楽になるのではないかと意見がありました。

二十九 向加名生団地屋外排水管改修工事についてただしたのに対し、「平成五年の建築で、住宅戸数十二戸のうち入居戸数は七戸である。空き家のうち一戸の改修が終わっており、募集している状況である。」との答弁がありました。

三十 都市計画総務費の委託料の不用額についてただしたのに対し、「主な理由は、令和二年に二見駅前整備基本計画の策定を行っており、令和三年度において基本設計を実施する予定であったが、JRとの踏切協議等が進まなかったためである。今後、駅周辺環境の整備で、ロータリー等の部分の基本設計を検討している。」との答弁がありました。

三十一 五條市空き家情報バンク運営サポート委託料についてただしたのに対し、「空き家バンクの利用登録者数は百件で、物件登録件数は十一件、成約件数は五件である。利用登録者数は、令和元年度が十六件、令和二年度が七十二件で、増加傾向にある。」との答弁があり、委員から、使える空き家が五百件ぐらいあるのに、なぜ空き家バンクと情報共有しないのかをただしたのに対し、「いろいろな空き家があり、所有者の意向や所有権といった権利部分があり、整理できた中で相談頂いたものが登録件数となる。なかなか整理がつかないという相談についても、委託業者等と相談に乗っているといるところである。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

三十二 奈良県広域消防組合負担金についてただしたのに対し、「平成二十七年度は七億九千六百七十三万二千元、平成二十八年度は八億二千四百六十二万四千元、平成二十九年度は九億一千二百一十三万三千元、平成三十年度は九億三百三十四万四千元、令和元年度は九億三百五十六万八千元、令和二年度は八億九千九百六十四万四千元、令和三年度は六億七千九百五十万五千元である。広域消防組合の負担割合の在り方について、現在負担割合の中身は見直しの作業中である。」との答弁がありました。

三十三 消防団被服費についてただしたのに対し、「活動服一式は、一着当たり、令和二年度は税抜き一万八千七百七十円で、令和三年度は税抜き一万七千五百円。高額だったときの半額ぐらいになったと認識している。条件つき一般競争入札で、全ての業者数は把握できていないが、活動服は三者の応札があり、落札者はカシバ消防設備である。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

三十四 ICT支援員業務委託料についてただしたのに対し、「就学援助システムのプログラム、校内LAN整備業務に伴うシステムサポート、ソフトウエアについてICT支援のソフトウエアサポートの業務委託料と合算したもので、就学援助システムの個別プログラムの契約の相手方は全て扶桑電通株式会社、ソフトウエアは株式会社ベネッセコーポレーションである。」との答弁がありました。

三十五 認定こども園整備事業費の埋蔵文化財発掘調査委託料についてただしたのに対し、「旧阪合部小学校が遺跡の中にあり、校庭を認定こども園の園庭と駐車場に整備するに当たり、文化財保護法に基づく発掘調査を実施したものである。校舎の部分は建設時に発掘調査を実施しており、今回は旧小学校の校庭の調査を実施したものである。」との答弁がありました。

三十六 学力向上推進事業委託料についてただしたのに対し、「学力向上推進委員会の委員長は奈良教育大学の近藤先生で、学力向上プロジェクトを組み、市内で問題になっている読解力や非認知能力に焦点を当てた研修を行っている。学力については、奈良県がおよそ三十四位か三十五位で、奈良県の平均と比較して、市内全体の平均は三ポイントから四ポイントぐらい低いのではないかと思われる。中央値が奈良県の適正分布よりも少し左に寄っているというのは問題で、一番基礎の読解力ができていないと学力は上がらないというところに焦点を置いて取り組んでいるところである。」との答弁がありました。

三十七 教育振興費のスクールバス運行委託料についてただしたのに対し、「入札に時間を要することから、一旦随意契約とし、五條二見交通株式会社と大淀町の株式会社あすかの二者で運行し、二学期から年度末にかけて改めて一般競争入札を行い、五條二見交通株式会社と株式会社野原タクシーの二者が運行している。令和三年度の委託先は三者となっており、委託業者ごとの契約額は、五條二見交通株式会社、契約額の合計が五千六百十九万七千五百三十一円、株式会社あすか、契約額の合計が七百二十三万二千三百九十一円、株式会社野原タクシー、契約額の合計が二百四十四万五千円で、三者の総合計が六千五百五十七万四千九百二十二円である。」との答弁があり、委員から、子供が車内に取り残されて熱中症で亡くなった痛ましい事故があったが、五條市において、スクールバスの乗せ降ろしの点検業務をどのようにしているのかをただしたのに対し、「契約業者に指導を行っている。運行委託事業者においては、最終乗降場所に到着した後、運転手が運転席から一旦降

り、乗り込み直して、座席の最後尾まで確認している。センサーなどの機材導入に向けては、研究していかねばならないと考えている。」との答弁がありました。

三十八 教育振興費の生徒通学費補助金についてただしたのに対し、「上限を決めて一定額を補助しており、自己負担は一人八千円である。」との答弁がありました。

三十九 教育振興費のスクールバス運行委託料の対象についてただしたのに対し、「学校適正化、統合により遠距離となった小中学校の児童生徒への運行委託である。」との答弁がありました。

四十 教育振興費の送迎業務委託料についてただしたのに対し、「農家への実習で、西吉野農業高等学校四年生の就労業務の際の送迎と、二年生三年生が校外実習で西吉野町内の農家までの往復にかかるものである。」との答弁がありました。

四十一 授業目的公衆送信補償金についてただしたのに対し、「著作権法においては、営利目的ではない事業で使われる際のコピー等は無償で行うことができたが、二〇一八年の法改正に伴い、ある一定の著作権者の正当な利益の保護とバランスを図る目的から、学校ではICTで盛んに授業が行われるようになったため、その部分の著作権者の利益の保護という観点から補償金を払うことになったものである。」との答弁がありました。

四十二 閉校になった小学校、保育所の維持経費についてただしたのに対し、「令和三年度の光熱費について、阿太小学校は四十九万千円、野原小学校は百五十八万九千円で、浄化槽の保守点検業務委託料は、阿太小学校は二十七万円、野原小学校は五十三万四千円である。」との答弁がありました。

四十三 学校管理費の給食配送業務委託料の車両についてただしたのに対し、「奈良マルタマフーズ株式会社のトラックである。」との答弁がありました。委員から、運送業務に当たるのではないかとの確認がありました。

四十四 まちなみ案内人委託料についてただしたのに対し、「委託先は五條市観光ボランティアガイドの会であり、指名競争入札による落札額である。」との答弁があり、委員から、委託料の算出根拠についてただしたのに対し、「手元に書類がない。」とのことであつたため、私から、翌日の委員会で答弁できるように依頼しました。

以上、午後四時三十四分に終了し、延会としました。

十六日午前十時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、前日の答弁に時間がかかり委員会の進行を遅らせたことへの謝罪の発言がありました。

質問に対しては、「まちなみ案内人には、新町まちなみ伝承館において伝承館の開け閉め、清掃、来館者への館内説明等を行っていた。令和三年年度の伝承館の利用者数は七千九百七十九人であった。委託料の積算根拠としては、案内人には令和三年五月から十一月の間は週五日、四時間勤務を、十二月から三月までは週四日、四時間勤務をしていたこと、賃金が主なものである。」との答弁がありました。

四十五 学校給食センター費の不足にかかる流用についてただしたのに対し、「新型コロナウイルス感染症が非常に長期化する中で、令和三年度中から価格が上昇し始め、また、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻のため早期から価格が上昇したため予算不足が見込まれ、教育費の中の流用で対応できると判断したものである。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費、公債費及び予備費についての質疑はありませんでした。

一般会計歳出の審査の最後に、十五日の答弁に関し、四件の発言の訂正と補足がありましたので許可しましたが、私から、今回は訂正や補足が多く、本会議においても訂正が多かったことについて、今後はしっかりとした答弁をお願いしたい旨注意いたしました。

次に、一般会計歳入についての審査を行いました。

四十六 コミュニティバス使用料が低額であった理由についてただしたのに対し、「運賃無償化によるものである。」との答弁がありました。

四十七 火葬場使用料についてただしたのに対し、「人体については五百三十五件、動物については百九十六件である。」との答弁がありました。

四十八 一般寄附金についてただしたのに対し、「企業からの寄附が二件、個人からの寄附が二件である。」との答弁があり、委員から、団体名、企業名と寄附金の額についてただしたのに対し、「この場で公表するのは控えたい。」との答弁があり、委員から、旧統一教会が自治体に寄附をしているが、五條市は寄附をもらっていないのかをただしたのに対し、「個別の名前は控えさせていただくが、旧統一教会関係団体から寄附を受けたという事実はない。」との答弁がありました。

次に、各特別会計及び財産に関する調査についての審査を行いました。質疑はありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

初めに、水道事業会計についてであります。

四十九 令和三年度における現金についてただしたのに対し、「五條市水道事業損益計算書の当年度純利益であり、令和三年度は二千八百四十万四万四円の純利益、つまり黒字である。現金については、六億四百三十二万三千九十九円である。」との答弁がありました。

五十 基金についてただしたのに対し、「利益剰余金が基金に近いものかと思う。減債積立金で一億七千二百五十五万八千円、建設改良積立金で七千七百六十五万九千七百八十四円、当年度未処分利益剰余金が二千八百四十九万七千五百五十円で、合わせて二億七千八百七十一万五千三百三十四円が基金というものになるかと思う。」との答弁がありました。

五十一 開発業者からの分担金等についてただしたのに対し、「大和ハウス工業株式会社からの給水分担金が一千五百十七万円、エルベタウンに係る負担金が九千五百二十三万八千九十六円、北宇智工業団地関連が五千九百五十二万三千八百十円で、合計一億六千九百九十三万一千九百六円である。」との答弁がありました。

五十二 漏水している石綿管の交換の進捗についてただしたのに対し、「平成二十九年に六・一キロメートルと報告したが、令和三年度末で三・八キロメートルが残り、令和三年度に更新したのは一千百五十七メートルほどである。石綿管の更新事業に国庫補助はないが、重要管の更新計画の補助が三分の一あるので、それを活用している。」との答弁がありました。

五十三 浄水場の耐震についてただしたのに対し、「小島浄水場の配水池は耐震性があるということの問題はないが、浄水場には耐震性が低い。」との答弁がありました。

五十四 五條市の水道局で勤務している職員についてただしたのに対し、「会計年度任用職員三名、そのほかの職員を合わせて十八名。正職員は十五名で、人件費は一億千五百七十一万二千円である。」との答弁がありました。

五十五 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する四億八千六百万円についてただしたのに対し、「補填する財源が、繰越工事資金、過年度の損益勘定留保資金、当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額、当年度分の損益勘定留保資金などである。これらの資金の裏づけがあり、収入を超える支出ができる。」との答弁がありました。委員から、奈良県で一体化したときにこの分は市が支払っていかないとはいけないのか、また、五條市はいつまでこれを審議していくのかについてただしたのに対し、「損益勘定留保資金は減価償却費で、貯金のような性格の経費である。減価償却費が発生する限りは、新しい資産の投資に回すことができる。繰入金については、まだはつきり決まっていな。決算認定については、令和七年四月から新しく一体化に入り、令和六年度まで五條市の会計に残る。打切り決算になると思うので、その審査までとなる。」との答弁がありました。委員から、一体化後の負担についてただしたのに対し、「繰入金については、まだ決まっ

ていない。料金については、今のシミュレーションでは、総額では下がることになるが、上がる人もあれば下がる人もあるというふうな表現しかできない。」との答弁がありました。

下水道事業会計については、質疑がありませんでした。

以上が、各会計の審査の概要であります。

次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 五條市滞在体験型観光施設についてただし、指定管理者による運営となっており、現在の指定管理者は株式会社あすもである。令和三年度の宿泊者数は二百六十六名で、売上げは三百八十四万一千三百五十六円である。」との答弁がありました。

二 新庁舎のWiFi環境について、本庁舎での市民向けWiFiについては五條フリーWiFiとなっているが、そのエリアは一階のみで、五條モール、市民ラウンジ、モバイルワークスペースの三か所で使えるように設定をしてある。緑色でフリーWiFiと、シールを壁などに表示してある。分かりにくいかもしれないので、今後その数を増やす等の検討をさせていただく。」との答弁があり、委員から、庁舎内全体のWiFi環境の整備について、新庁舎建設のコンセプトとして、用事がなければ来ない庁舎ではなくて、市民交流の場となる庁舎ということをコンセプトにしており、市民の皆様がイベントや窓口で用事に来庁されたり、観光等でお越し頂いた方にゆつくりとWiFiを使っていたくことを目的として設置している、今回三か所に設置している場所を拡大することは考えていない。」との答弁がありました。

三 大津相谷線の工事について、大津相谷線仮設道路の工事をしており、長さ四二〇メートル、幅七メートルで、工事の概要については、舗装工や防護柵等構造物撤去工一式を行っている。」との答弁があり、委員から、かさ上げた場合どの程度公園内に水があふれるのかをただしたのに対し、「約六センチ増加することを想定している。」との答弁があり、委員から、上野側の竹やぶのほうに被害が拡大するということはないのかをただしたのに対し、「全ての盛土方面の排水においては、全て水路を新設して排水経路を確保している。また、表面排水については、公園駐車場の連絡道となるボックスカルバートを設置し、そこから排水される計画となっている。工事区間においても、水路が四か所あり、そこから排水ができるようにと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、戦没者慰霊碑のところのカーブに街灯がないため、赤色灯を立てるなどの安全対策をしないと危険であるとの意見がありました。

四 大規模防災拠点事業の進捗についてただしたのに対し、「大規模広域防災拠点の用地については、奈良開発興業株式会社及び阪合部山林自治会と契約ができたことにより、防災拠点の事業開始の周知も兼ねて、開始式を開催していく予定と聞いている。」との答弁があり、委員から、今後の用地交渉等についてただしたのに対し、「今までも、主体は県の事業ということではあるが、五條市もこれに関わり、全ての説明会に参加し、用地交渉にも参加した。不安なところもあるうかと思う。さまざまな問題がまだまだあると思うので、勉強しながら、県との連携を踏まえ、スムーズにいくような形で五條市も関わってまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

五 五條マップのQRコードの道しるべについてただしたのに対し、「平成二十三年度に、駅前にある観光案内看板と同時に二十六か所の整備を行った。五條マップには、二百六十五か所の観光スポットを掲載している。QRコードを読み取ると五條市の観光協会のホームページが表示され、案内が行えることになるが、現在観光協会のほうでサーバーの移行作業をしていて、ホームページも含めて閲覧できないような状況になっている。年内にはできるように作業を進めているところである。」との答弁がありました。

六 五條市のバス事業についてただしたのに対し、「五條市内で十路線、西吉野コースで二路線、大塔コースで三路線、路線バスが四路線、連携コミバスの広域通院ラインが一路線の合計二十路線である。」との答弁があり、委員から、平均的な乗車率についてただしたのに対し、「定員がないので利用率がないため、一日当たりの利用者数や一便当たりの利用者数という考えになる。ゴーチャンバスは、令和三年度の一日当たりの利用者数が百二十八・八人で、これを一便当たりで換算すると四・四人となる。コミュニティバス西吉野コースであれば、一便当たりの利用者数は〇・八人、コミュニティバス大塔コースは〇・六人である。ゴーチャンタクシーについては、既存分のほうは一便当たり一・九人で、新設した三コースについては一・七人である。」との答弁がありました。委員から、例えばワンボックスカーのようなもので運行ができるなら、より安価にできるのではないかとただしたのに対し、「バスという名称は使っているが、必ずしもバスというわけではなく、一般的なマイクロバスであるとか、ワンボックス的なものを使っているところもある。利用実態に合わせて使う車両を随時見直していき、路線についても利用者の声を聞きながら、毎年必要な見直しをしていきたいと考えている。」との答弁がありました。

七 学校給食に係る給食費についてただしたのに対し、「学校給食法に基づき賄材料費は原則保護者が負担することになっており、それ以外の調理に係る人件費や電気代などの光熱水費、施設の維持管理費は公費で負担することとなっている。令和三年度の学校給食費に係る全体の歳出は二億二千七百七十九万一千四百円となっており、うち保護者負担の賄材料費は八千八百九十七万五千五百一十円、それ以外の公費で負担している金額は一億三千二百八十八万三千五百九十三円となっている。賄材料費は保護者が負担することになっているが、実際にはそれ

以上のものが必要となっており、九千七百三十七万五千円となっている。」との答弁があり、委員から、足りなかった分を保護者負担に変えたら保護者負担は幾らになるのかをただしたのに対し、「四千四百四十五円程度になる。現行は、小学校は四千元、中学校は四千四百円である。保護者負担の予算の範囲内で、随時メニューの見直しや食材調達で対応してきたところであるが、令和五年度以降についてもさらに物価高騰が続くことが予想されるため、保護者への負担を最小限にしながら、児童生徒に対して栄養価を落とすことなくバランスのとれた安全安心な給食を提供することを基本に、学校給食センター運営委員会の意見を聞きながら、保護者負担の改定について検討しているところである。」との答弁があり、委員から、奈良県内の給食費についてただしたのに対し、「令和二年度のデータでは、小学校では十二市のうち低いところで月額三千九百円、高いところで月額四千八百三十円、平均すると月額四千二百八十円、中学校では、低いところで月額四千百円、高いところで月額五千四百円、平均すると月額四千六百三十六円である。」との答弁がありました。委員から、値上げを抑えていただき、現状維持またはある程度の補助を出せるような取組を考えていただきたいとの意見がありました。

八 児童の発達支援についてただしたのに対し、「十八歳未満の人数は、令和四年九月一日現在、身体障害者手帳が十一名、療育手帳が五十九名、精神障害者保健福祉手帳が三名である。発達障害の子供に関しては、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳が該当するかと思われる。サービス利用受給者証の発行人数は百十九名となっている。受給者証を持っている方は、令和二年度は百四名、令和三年度は百五名、令和四年度は百十九名となっており、増加傾向にあると思う。」との答弁があり、委員から、保育園に行くまでの携わり方、三歳までの指導方法が大変重要であると言われていたようで、他市町村では民間企業が多く入ってきちんとした指導をしているところがあるようだが、五條市に民間企業や団体があるのかをただしたのに対し、「市内にそういう企業や事業所はなく、保健福祉センターで、発達障害等の診断を受けた方には、早期に保健師と自閉症スペクトラム支援士による個別相談を開始し、保健師や自閉症スペクトラム支援士、作業療法士等が関わり、個別、また集団での親子教室を行っている。成長に合わせた支援を切れ目なくすることが大事と考えており、そのためのツールとして、認定こども園から小学校だけでなく中学校、高校へと支援をつなげるためのすこやかノートの取組が続いている。」との答弁がありました。また、委員から、企業誘致についてただしたのに対し、「民間でサービスが使える事業所は令和元年度ごろから少しずつ増えてきており、小学生の放課後等デイサービスでは五事業所が受けてくれている。現在、市で企業誘致は考えていない。」との答弁がありました。

九 ふるさと納税の委託事業についてただしたのに対し、「ふるさとチョイスと楽天以外に、さとふるなどふるなびがあるが、さとふるは事務手續上若干手間がかかるため、まずはふるなびのほうから手續を始め、年内に利用できるように準備を進めているところであり、さとふるにつ

いても随時手続を進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、ふるなびやさとの開始時期と必要な経費についてただしたのに対し、「ふるなびは年内を予定しており、さとふるは来年度を目標に手続を進めてまいりたいと考えている。経費については、寄附額に対して大体五五%から六〇%かかり、ポータルサイトによって変わる。」との答弁がありました。また、委員から、返礼品についてただしたのに対し、「令和三年度は、一位が柿で六千八百五十六万円、二位が梨で一千三百三十四万円、三位が梅で六百七十万円となっております、体験型は二十一件で五十六万円であった。」との答弁がありました。委員から、五條市には観光資源や果物等の資源が多くあるので、しっかりと伸ばしてほしいとの意見がありました。

十 日本の食料自給率を上げるための農業支援についてただしたのに対し、「市としては、担い手の育成事業、健全な農地の保全として日本型直接支払い及び農地を有効活用する健全な農地の集積を実施しており、国の今後の補助制度の見直し等を注視しながら対応してまいりたい。」との答弁がありました。

十一 学校の校則についてただしたのに対し、「入学前にあらかじめ児童生徒、保護者に対して周知しておく必要があるため、新入生説明会で説明している。生徒指導提要改訂の趣旨を広く地域や家庭、児童生徒に認識してもらうため、校則をホームページで公開すること、校則を制定した背景について示すこと、校則を見直す場合にはその過程を示すこと等を視野に入れ、子供の権利や尊厳を傷つけるような校則にならないよう、児童会や生徒会を活用し、子供たち自らが、疑問に感じる点や改正してもらいたい点を出し、学校に要望する形で、常に見直しを図れるよう整備していくことが重要である。学校で行っている教育活動の全てが子供にとって最善の利益となるよう、子供の権利条約の理念に沿って今後も取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

十二 仮称金剛山麓野鳥の森公園の管理についてただしたのに対し、「整備計画に基づき約二十二ヘクタールの自然公園を四つのゾーンに分け、作業道の整備及び草刈り、倒木伐採、竹伐採等の整備を平成二十七年から行っており、平成三十年に一巡目の整備を終え、現在二巡目の整備中である。今後も、引き続き四つのゾーンの整備を行いたい。」との答弁がありましたが、委員から、周辺整理についてただしたのに対し、「現在四つのゾーンに分けて木の植え替えや草刈り等しているので、その辺も十分考えながら検討していきたい。」との答弁がありました。

十三 入札制度に関し、応札業者が二者いないために不調に終わってしまった場合、できるだけ早く設計や金額の見直しを行っていただき、入札できるようにお願いしたいとの意見がありました。

十四 岡口三号線の進捗状況についてただしたのに対し、「路線延長二百八十メートルのうち大半が完了しており、一部区間で地権者との用地補償交渉が難航している。現在舗装しているところは、問題が少し残っている。未舗装のところは諸問題があるので、前向きに交渉に向けて進めてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、残っている家屋についてただしたのに対し、「令和二年十一月六日以降交渉ができていない。交渉を持っていただけよう、根気強くお願いを続けたいと考えているが、最終的にどうしても駄目だということになれば、法的なところも視野に入れながら検討してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、法的手段というのは本当に最後のことかと思うので、誠意を持って最後まで頑張っていたいただきたいとの意見がありました。

十五 介護用品の支払い方法についてただしたのに対し、「介護保険制度上の住宅改修においては上限二十万円で、大体は本人負担が一割ということになる。償還払いと受領委任払いのどちらも可能としている。福祉用具については、レンタルと購入があり、購入となる物は直接肌につけるもので、衛生用品であり、一旦本人にお金を支払っていただき、後からその方の本人負担割合に応じて九割もしくは八割、七割を返す制度である。介護保険法第五十六条で償還払いを原則とするということになっており、五條市は法により実施している。」との答弁がありました。委員から、ほかの市で受領委任払いをしているところがあるのかどうかをただしたのに対し、「奈良県内の十一市中三市が受領委任払いを取り入れているが、生活保護世帯の方のみ対象にしているところ、非課税世帯の方も対象にしているところや全員を対象にしているところと様々である。福祉用具購入についても、住宅改修と同じ考え方で以前から検討している。介護支援専門員や福祉用具の指定業者とも調整が必要であり、少し時間はかかるが、市民の利便性を考え、今後も受領委任払いを検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、高齢者の方が増えてくる中、皆さんが安心して暮らせるよう、一日も早く実施していただきたいとの意見がありました。

十六 九月十四日の朝日新聞に「公用車使い自費出張」、「五條市長『一部公務、問題ない』」との記事が掲載されたことについてただしたのに対し、「新十津川町から依頼文書が来ていたが、前日の夜に懇親会があったので、私費のほうで誤解を招かないという思いであったが、翌日は新十津川町に行き、様々な協議をした。テクノパーク・ならの中の企業と新十津川町がクマザサと米を使って化粧品を作っており、十一月にでき上がること、市内の農業法人と新十津川町の焼肉店とが連携し、梅を使った焼肉を作っていること、キッチンカーで新十津川町を回っている地域おこし協力隊との協議のこと、また、最大の目的としては、新十津川町と五條市とが包括連携協定を結ぶということで、十月四日に五條市役所に来ていただく方向で、現在進めている。公用車の使用については、これは公務の一環であり、通常は秘書課の職員が随行するが、議会中でもあり、忙しい中において拘束するのは大変心苦しいということから一人で行ったものである。」との説明がありました。

委員から、同行者をただしたのに対し、「総務省のアドバイザーの方と一緒にいかせていただいた。」との答弁がありました。

十七 職員のリモートワークについてただしたのに対し、「令和三年度にテレワーク環境を整備し、ノートパソコン十台を導入しているが、運用面の整備ができていない。運用開始に向け、関係要綱の整備を進めているところである。十月中には整備したいと考えており、目標を定めて進めていきたい。」との答弁がありました。

十八 全国大会への出場者への激励についてただしたのに対し、「教育長の交際費については、激励費という形で、各種大会等県代表等が出場する個人や団体に支出している。」、「市長部局でも交際費の支出基準があり、激励金は、市長が認めるスポーツ大会等に出場する個人あるいは団体に対する激励に関する経費として定められている。」との答弁がありました。委員から、情報の共有についてただしたのに対し、「基本的には、その担当部署が責任を持って各部局に連絡をするという取決めになっていたが、そこが機能していないのが原因であろうかと考えている。」、「大会出場などがあつた場合は情報共有が図れるよう、議会と密に連絡をしていきたいと考えている。」、「それぞれの部局から申請が上がってくるので、その中に一工夫し、議会、市長部局、教育委員会のチェック欄を設け、漏れ落ちのない体制をとっていきたい。」との答弁がありました。

十九 議会提出議案の誤植についてただしたのに対し、「訂正は五件あつた。下水道事業会計の決算書については、議員各位に大変御迷惑をおかけし、深く反省している。事案発生後の十二日に各部次長を招集して原因等について検討し、十三日に再度招集し、市長名で『事務執行にかかる非常事態宣言』を出させていただいた。再度気を引締めて事務執行に取り組んでいく所存である。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもって認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会の審査日程は二十日までとなっておりますが、審査が全て終了いたしましたので、十六日午後三時四十六分に閉会いたしました。以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（山口耕司）新型コロナウイルス感染症対策のため、午後二時十五分まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩に入る

午後二時十五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第四、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第三号 五條市名誉市民の決定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程頂きました同第三号、五條市名誉市民の決定について、提案理由を説明申し上げます。

本案は五條市名誉市民条例第二条の規定に基づき五條市名誉市民を決定することにつきまして、その同意を求めるものでございます。五條市発展のため、特に優れた功績があり市民に夢と希望を与え、そして市民が敬愛し誇りに思える名誉市民が誕生することは大変意義深いものと考えるところであります。

平成二十二年以来となります名誉市民の決定につきましては、先般五條市名誉市民審査会の答申を頂き御提案申し上げます。それではお手元の同第三号、五條市名誉市民の決定について、名簿に基づき故栗山亮作氏、山本陽一氏二名の方々の御功績等につきまして御説明申し上げます。

まず故栗山亮作氏につきましては、五條新町地区の伝統的な景観の次世代への継承に取り組むとともに、五條市新町地区街なみ環境整備協議会の委員として歴史的町並みを保存する活動に御尽力をされました。また住民が主体となって立ち上げた五條新町地区街なみ保存会の会長として先頭に立って活動されたことが町並み保存条例の全員賛成での可決や町並み保存計画の承認につながり、後に五條新町が重伝建選定を受ける大きな原動力となりました。

また選定後も五條市伝統的建造物群保存地区審議会委員として市の歴史・文化の保存、振興に大きく寄与されました。

なお同氏につきましては、皆さん方に惜しまれつつ令和二年七月三十一日に御逝去されましたことから今回追贈させていただくものでございます。

次に山本陽一氏につきましては、五條新町の歴史的な町並み、伝統的な景観を後世に残すべく新町通りの有志で発足した新町塾の代表として歴史的な町並みを保存する取組に御尽力されました。一日で市の人口を大きく上回る八万人もの人が訪れる「自由市場かげろう座」をはじめとするさまざまな活動を展開し、後に行政を巻き込んだ五條市新町地区街なみ環境整備協議会が発足、当協議会の会長に就任し、先頭に立って活動されたことが、五條新町が重伝建選定を受ける大きな原動力となりました。

現在も、五條市新町地区町並み保存会会長として市の歴史・文化の振興に大きく寄与されております。

以上のように、これら二名の方々につきましては、五條新町の重伝建選定に御尽力された功績は多大であり、そして大きな社会貢献を果たされているものと存じます。つきましては、私たち五條市民の誇りとして名誉市民の称号を贈呈するにふさわしい方々であると考え、五條市名誉市民条例第二条の規定に基づき、その決定につきまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位には御理解の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、推第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）推第四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程を頂きました推第四号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります小松靖幸委員の任期が、令和四年十二月三十一日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会

の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、上 洋子氏の推薦の同意をお願いしたく存じます。

同氏は人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての適任者でもあります。

なお、任期につきましては、令和五年一月一日からの三年間であります。

議員各位には御理解を頂き、御推挙賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第六、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第七号 五條市政治倫理条例の一部改正について。

五條市政治倫理条例の一部を次のように改正する。

令和四年九月二十八日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。（「四番」の声あり）議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま上程されました発議第七号、五條市政治倫理条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、辞退届の提出状況及び誓約書を提出しない者の氏名を、市長等にかかる分については市長が、議員にかかる分については議長が、それぞれ広報機関等で公表するものとしようとするものであります。

別紙議案書を御覧ください。

契約等に関する辞退届の提出状況の公表を規定しております第四条第七項を改正し、市長、副市長、教育長の辞退届の提出状況については、市長が「広報機関紙」で、議員の辞退届の提出状況については、議長が「議会広報紙」で、それぞれ公表しなければならないと、また、誓約書を提出しない者の氏名の公表を規定している第五条第三項を改正し、市長は、誓約書を提出しない市長、副市長、教育長の氏名を「広報機関紙」で、議長は、誓約書を提出しない議員の氏名を「議会広報紙」で、それぞれ速やかに公表しなければならないとしようとするものであります。

なお、附則で、この条例の施行は、公布の日からとしております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員でございます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第七、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和四年九月二十八日提出

提出者 五條市議会議員 岩 本 孝

賛成者 " 養 田 全 康

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可を頂きましたので、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、コロナ禍や物価高騰による現下の社会情勢をはじめ、本市の厳しい財政事情などに鑑み、議員報酬を削減するため、関係条例の一部改正を提案するものでございます。その内容でございますが、附則第二十項の次に第二十一項として議員報酬の額の特例措置を追加するも

ので、令和四年十月から令和七年十一月までに支給する議員報酬の月額につきまして、条例第一条の規定に関わらず、同条に規定する額からその額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じた額とすること、すなわち現議員の今後の任期中にあつては報酬月額の一割を減額するとしたものであります。

ただし、条例第五条第二項の規定に適用する場合における議員報酬の月額は、第一条に規定する額とすること、すなわち期末手当については現行の報酬月額をもって算定するとしたものであります。

次に、附則でございますが、条例の施行日について、令和四年十月一日といたしております。
提案理由の説明は以上であります。

なお、今般の改正により今後約一千九百七十万円の財政効果が見込まれるとともに、議員報酬の減額は多くの市民の声であつて、私が考える議会改革の一丁目一番地であることをここに申し添え、議員各位にはよろしく御賛同の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。（「異議なし」、「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この市会議員の報酬問題につきましては、九月二十二日の議会改革特別委員会におきまして、岩本委員長のほうから奈良県下十二市の市会議員の報酬状況を表わした資料が配られまして、委員会でもよく意見を表明していただいて議論をして結論を出していくという話合いになっておったわけでございます。今日の岩本委員長からの議案の提出につきましてはおちよつとびっくりしているわけでありまして、やはり多くの市会議員の意見を聞き、よく議論をして結論を出していくということが大事でございますので、委員会付託を要望したいと思います。

よろしく願ひします。

○議長（山口耕司）御異議があるようですので、発議第八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、委員会付託をすることについて起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本案については、委員会へ付託することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数であります。

よつて本案は委員会に付託することに決しました。

○議長（山口耕司）議事の都合により暫時休憩いたします。

午後二時三十四分休憩に入る

午後三時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）休憩前に委員会付託とすることに決しました発議第八号は議会改革特別委員会に付託いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後三時一分休憩に入る

午後四時九分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）お諮りいたします。

この際、委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よってこの際、委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加することに決しました。

日程及び閉会中の継続審査申出書を配布させます。

日程及び閉会中の継続審査申出書の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

○議長（山口耕司）追加日程第一、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会改革特別委員会で審査中の発議第八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、会議規則第一百一条の規定によりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は議会改革特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数であります。

よって発議第八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、議会改革特別委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 発議第九号 スクールバスにおける児童の安全対策を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和四年九月二十八日提出

提出者 五條市議会議員 養 田 全 康

賛成者 " 岩 本 孝

" 谷 勝 啓

○議長（山口耕司） 提案の趣旨説明を求めます。（「三番」の声あり）三番養田全康議員。

〔三番 養田全康登壇〕

○三番（養田全康）議長から発言の許可を頂きましたので、スクールバスにおける児童の安全対策を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

スクールバスにおける児童の安全対策を求める意見書(案)

五條市では未来を担う子供たちの教育環境充実のため市内保育所や小中学校において統廃合が進められており、スクールバスを利用する子供たちも増え、徒歩通学の子供たちの保護者からスクールバス拡充を求める意見もお聞きするようになりました。

そんな中、静岡県の認定こども園で女兒が通園バスに取り残され熱中症で亡くなる痛ましい事故が起き、女兒と保護者の苦しさを思うと胸が締めつけられます。二〇二一年には福岡県でも同様の事故が起きており、国も徹底管理を全国に求めましたが、教訓は生かされませんでした。また、小さな子供たちだけではなく、本年九月九日には青森県で中学生が車内に取り残される事故も起きております。

このような事故を防ぐためソフト面で子供たちの指導をしていただくことはもちろんのこと、市を挙げて対策を取ることが重要だと感じています。

ヒューマンエラー対策としてハード面での対策を後手に回ることなく講じていくことが重要であり、見落としを防ぐ警報ブザーなど機器の導入を検討し、早期の安全対策の実施を強く求めます。

令和四年九月二十八日提出

五條市議会

議員各位には、よろしく御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。
ありがとうございます

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（山口耕司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月二十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には令和三年度五條市各会計決算審査をはじめ重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚く御礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和四年第三回九月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

今議会に提出しました議案につきまして、一部を除き可決、認定を得ましたことにお礼を申し上げます。

さて、岸田首相は新型コロナウイルス感染症対策である外国人の入国制限について上限を撤廃し、個人旅行者の入国を解禁すると表明をいたしました。円安メリットを生かし、インバウンドの増加につなげ、特に観光業をはじめ経済活動が加速されることが期待されます。

一方、今年続いた食品の値上げは十月にピークを迎え、食品の値上げによる一世帯当たりの家計負担額は、年間で七万円近く増えるとの試算されています。このような食品の値上げの家計への影響について、支出に占める食費の割合が高い低所得世帯ほど負担の実感が強いと指摘されて

います。そのような中、国はエネルギー・食料品等、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設いたしました。今後速やかに補正予算を編成し対応してまいりますので、議員各位には御協力賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりました。議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意頂き、市民福祉の向上のため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たってのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和四年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後四時二十一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 山 口 耕 司

署 名 議 員 大 谷 龍 雄

署 名 議 員 齋 藤 有 紀

署 名 議 員 谷 勝 啓

